

秦野市選挙管理委員会会議の公開及び傍聴に関する要領

令和6年7月5日選管告示第9号

(趣旨)

第1条 この要領は、秦野市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の委員の会議（以下「会議」という。）の公開及び傍聴に関し、必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則公開で行うものとする。ただし、秦野市選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）は、会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会に諮ったうえで会議を非公開とすることができる。

- (1) 秦野市情報公開条例第6条各号に規定する情報を取り扱う場合
- (2) 委員会が所管する異議の申出の審理等を行う場合
- (3) 会議を公開することで、円滑な議事運営が著しく阻害され、審議等の目的が達成できないと認められる場合
- (4) 選挙が公明かつ適正に行われることを確保することができないおそれがある場合

2 傍聴人は、委員会が会議を非公開とする決定をしたときは、速やかに退場するものとする。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の傍聴人（報道関係者を除く。以下同じ。）の定員は、2名とする。ただし、委員長が必要と認めたときは、定員を変更することができる。

(傍聴の手続)

第4条 傍聴を希望する者は、会議開始時刻の30分前から10分前までに傍聴受付票（第1号様式）に自己の住所及び氏名（その者が団体である場合においては、代表者又は責任者がその団体の所在地、名称及び傍聴人の氏名）を記入し、委員長に申し込むものとする。

- 2 前項の規定による傍聴の受付終了時に、会議を傍聴しようとする者が定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、報道関係者であって委員長が認めるものは、会議を傍聴することができる。
- 4 会議及び傍聴手続の開始予定時刻並びに傍聴受付場所については、会議開催の前日までに委員会のホームページに掲載する（一部臨時会を除く。）。

5 傍聴は市民（報道関係者を除く。）に限るものとする。

（会場に入ることができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する物を携帯し、又は着用している者は、会場に入ることができない。

- (1) 銃器、刃物、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物
- (2) 鉢巻、たすき、腕章、貼り紙、ビラ、プラカード、旗、垂れ幕、ゼッケン及びヘルメットの類の物
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類の物
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがある物

2 獣類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49条）第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を同伴する者は、会場に入ることができない。

3 酒気を帯びていると認められる者は、会場に入ることができない。

4 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者は、会場に入ることができない。

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、会場内では静かに傍聴することとし、次の事項を守るものとする。

- (1) 議事に批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) ICレコーダー、携帯電話、スマートフォン、パソコン等の録音機能を有する機器は、使用できないように電源を切り、かばん等に収納すること。
- (3) 飲酒、飲食、喫煙をしないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) 私語、雑談、高笑い等をしないこと。
- (6) 会議終了後、直ちに会場から退出すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

（写真撮影等の禁止）

第7条 傍聴人は、会場内において写真撮影、録音及び録画をしてはならない。

（職員の指示）

第8条 傍聴人は、職員の指示に従うものとする。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要領に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

2 会議を非公開とするときその他必要と認めた時は、傍聴人を退場させるものとする。

3 傍聴人は、前2項の規定により退場を命じられた場合は、速やかに会場から退場するものとする。

(報道関係機関の取扱)

第10条 報道関係機関は、議事に入るまでの間に限り、写真、ビデオ等での撮影をすることができる。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和6年7月5日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

傍聴受付票

（宛先）

秦野市選挙管理委員会委員長

受付番号 _____

年 月 日（ ） 時 分開会

住 所 _____

氏 名 _____

* 傍聴人が団体の場合には、住所にその団体の所在地を、氏名にはその団体の名称及び傍聴人の氏名を記入してください。